

令和3年9月分保育料の日割り計算について（お知らせ）

日頃より、区保育行政にご理解・ご協力いただきありがとうございます。また、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、みなさまには大変なご不便をおかけしております。

登園自粛要請の影響による保育料の日割り計算について、考え方や保育料の徴収方法をご案内させていただきます（保護者の皆様のお手続きは不要です）。

ご不明点等ございましたら、お問い合わせください。

記

1. 9月分保育料の考え方等について

(1) 保育料の考え方

9月7日から登園自粛要請期間となります。

登園自粛期間の登園の有無	保育料（1日から6日は全額徴収）
登園自粛をした（1日以上）	<u>日割り計算の対象</u> （登園日のみ保育料徴収対象）
登園自粛をしていない	<u>登園日数にかかわらず全額徴収（通常の月額保育料）</u>

※上記対象者は、豊島区内の認可保育施設に在籍している豊島区民で、0～2歳児クラスかつ月額保育料が発生している児童です。豊島区外にお住まいの方の保育料の取扱は居住自治体に直接お問い合わせください。

※通常の月額保育料が0円の方は日割り計算の対象外です。

(2) 登園自粛について

登園自粛要請にご協力いただく場合は、登園自粛の協力をお願いしている期間について、児童の欠席理由にかかわらず、上記（1）の「登園自粛をした（1日以上）」の取扱となります。

※登園自粛は1日以上から対象となります。また月途中からの登園自粛も対象です。

2. 9月分保育料の徴収について

(1) 一旦、通常の月額保育料（9月分）を徴収させていただきます。

※区立・公設民営・私立保育園に在籍しており、口座振替の登録が済んでいる方は9月30日に口座から引き落としされます。

(2) 9月7日以降の登園自粛期間中に登園自粛にご協力いただいた方には、

通常の月額保育料と日割り計算をした保育料の差額を11月分以降の保育料に充当いたします。

※地域型保育事業は、園により対応が異なります。各園にお問い合わせください。

※9月・10月に退園する方、11月分以降の保育料が0円になる方等は還付手続きとなりますので、別途ご案内します。

3. 保育料の通知について

充当後の保育料のお知らせは、保育料が減額になる方にのみ通知いたします。

4. 区立・公設民営保育園の9月分（月極）延長保育料について

項目	内容
取扱い	9月7日以降の登園自粛要請期間中に、延長保育の利用を自粛した方は、延長保育を利用した日数分徴収します。 ※延長保育の利用自粛をしていない場合は、月額料金 4,000 円となります。
料金	1名1回あたり：400円 ※1日単位（スポット利用料と同額） ※10回以上利用した場合は月額料金 4,000 円と取り扱います。
徴収	9月分は一旦月額 4,000 円を徴収し、11月分以降に差額を充当します。
手続き	以下の「5. 9月分保育料充当のお手続きについて」をご確認ください。

【例】登園自粛要請期間中に延長保育を5回利用した場合

- ①徴収金額：月額 4,000 円（一旦、通常どおり月額 4,000 円を徴収します。）
- ②9月分の料金：400 円×5 回＝2,000 円
- ③11月分以降の延長保育料への充当金額：①－②＝4,000 円－2,000 円＝2,000 円
※本例の場合、2,000 円を11月分以降の延長保育料に充当する形の対応となります。
※私立保育園・地域型保育事業の延長保育料は、各園にお問い合わせください。

5. 9月分保育料充当のお手続きについて

保育料及び月極の区立・公設民営保育園の延長保育料について、保育料充当に関するお手続きの必要はありません。

保育課入園グループが各保育施設へ登園状況を確認し、保育料を充当いたします。

6. その他

10月分保育料については、10月1日以降登園自粛要請期間が継続した場合、考え方は今回の9月と同様になります。登園自粛要請を解除した場合は、登園の有無に関わらず、通常の月額保育料を徴収します。詳細は区ホームページ等で決定次第公開します。

【問い合わせ先】

豊島区子ども家庭部保育課入園グループ
電話番号：03-3981-2140